

特集 小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた取組

小・中学校における特別支援教育への理解と 対応の充実に向けた市区町村教育委員会の取組

平成18年度～19年度 プロジェクト研究

「小・中学校における特別支援教育の理解と対応の充実に向けた総合的研究」研究チーム

松村 勘由¹・大内 進²・笹本 健¹・西牧 謙吾¹・小田 侯朗³・當島 茂登⁴
 藤井 茂樹⁵・笹森 洋樹⁶・牧野 泰美¹・徳永亜希雄¹・滝川 国芳³・太田 容次⁶
 横尾 俊⁵・渡邊 正裕³・伊藤 由美⁶・植木田 潤⁵・亀野 節子*

¹教育支援部, ²企画部, ³教育研修情報部
⁴鎌倉女子大学, ⁵教育相談部, ⁶発達障害教育情報センター

要旨：小・中学校学校を設置する全国の約1,800の市区町村の教育委員会を対象に、小・中学校の特別支援教育の理解と対応の充実に向けた取組の状況について調査した結果の概要を報告した。また、設置する市区町村の状況に関わらず共通に取り組まれていることと、市区町村の種別や行政の規模によって取組の状況が異なる事柄があることなどについて考察した。

見出し語：特別支援教育，市区町村，小・中学校，調査

I はじめに

平成15（2003）年度より、特別支援教育体制推進事業を通して、各小・中学校では、校内委員会が設置されたり、特別支援教育コーディネーターが指名されるなど、具体的な支援の実施についての取り組みが進められつつある。また、平成19（2007）年4月の学校教育法の一部改正により、特別支援教育体制は、制度的な整備も整ったところである。

このような状況の中、各学校では、教職員の課題意識の啓発、校内組織の整備や人的資源の配置など校内支援体制に関わること、また、対象となる子どもへの個別的な支援に関わる学級経営や指導内容・

方法などが課題となってきている。

各学校での特別支援教育の充実していくためには、これらの課題に関する各学校での創意工夫や努力によるところが大きい。また同時にそれぞれの学校を設置している各市区町村の教育委員会の指導や支援などの取組も重要であると考えられた。

以上のような観点から小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた市区町村教育委員会の取組の状況について調査することとした。

II 調査の概要

1. 調査の対象と方法

この調査は、全国の1,834の市区町村教育委員会に対して、質問紙を送付し、平成19（2007）年3月20日時点での特別支援教育の取組状況について尋ね

*平成20年3月まで国立特別支援教育総合研究所 教育相談部 所属

た。

その結果、1,041の機関から回答を得、回収率は56.7%であった。

2. 調査の内容

この調査では、各市区町村のプロフィールとして、行政規模の指標となる各市区町村の人口や設置する小・中学校数、担当職員の人数などを尋ねた。

また、特別支援教育の位置付けとして、各市区町村の①特別支援教育に関する教育計画の策定状況や②教育課題としての位置付けなどについて、あらかじめ選択肢を設けて尋ねた。

さらに、各市区町村の特別支援教育への取組として、①管下の小・中学校の特別支援教育体制の整備状況、②市区町村が配置している巡回相談員や専門家チーム、③支援員・介助員、④教育ボランティアの状況、⑤教職員の研修などの状況、⑥個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定についての取組の状況、⑦交流及び共同学習、教育・福祉・医療・労働等との連携、⑧教育機関間の連携、部局横断型の施策への取組状況、⑨学校施設の改善に関わる取組の状況、⑩その他特別支援教育の推進に関して、市区町村として独自に取組んでいることなどについて尋ねた。各項目とも、選択肢を設けて尋ねている。

また、本調査では、地方自治法の規定を参考に、教育行政に関する権限の違いから、①政令指定都市、②中核市、それ以外の市区町村については、人口規模により、③人口5万人以上の市区町村、④人口5万人未満の市区町村とし、調査結果の整理を行った。

Ⅲ 調査の結果

1. 市区町村のプロフィール

小・中学校の多くは、市区町村によって設置されている。そして、小・中学校を設置している自治体であってもその状況は様々である。人口300万人を擁する政令指定都市から人口1,000人に満たない村もある。地方自治法や地方教育行政法等により学校教育に関する自治体の権限が異なっているが、それぞれに特別支援教育の理解と対応の充実に向けた取

組が行われている。

規模の大きい市区町村では、スケールメリットを生かした取組を、規模の小さい市区町村では、きめ細かく行き届いた取組ができるのではないかと、予想される反面、規模の大きい市区町村では、擁する学校数が多いことで、全ての学校に十分な対応が行き届きにくい状況があり、規模の小さい市区町村では、特別支援教育の専門の担当者を置けないこと、情報や資源が十分に充足できないという課題も生じることと考えられる。

この調査で回答された市区町村の64%が人口5万人未満の市区町村である(図1)。擁する小・中学校の数は、1~10校の市区町村がほとんどである。加えて、それらの市区町村では、特別支援教育担当の職員が1名で、しかも、その多くが特別支援教育の経験がない職員であった(図2)。

2. 特別支援教育の取組の位置付け

各小・中学校における特別支援教育の理解と対応の充実に向かうためには、設置者である市区町村の教育目標や教育計画が策定され、その中で、特別支援教育に関する基本方針や位置付けが行われていることが必要である。

この調査では、策定される教育委員会の教育目標や教育計画の中に特別支援教育についての提示されているかどうかを尋ねた。

提示している市区町村は、全体の66%であった。政令指定都市では50%、中核市では79%、人口5万人以上の市区町村では75%、人口5万人未満の市区町村では61%であった(図3)。

また、特別支援教育の教育指針や教育計画を策定している市区町村は、全体の25%で、各市区町村の種別では、政令指定都市で64%、中核市では41%、人口5万人以上の市区町村では36%であるのに対し

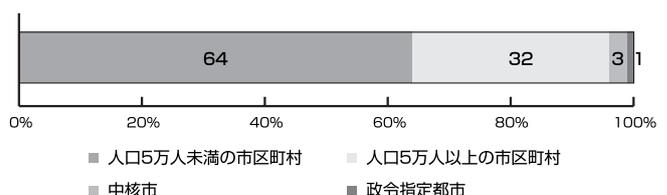


図1 市区町村の種別等区分

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

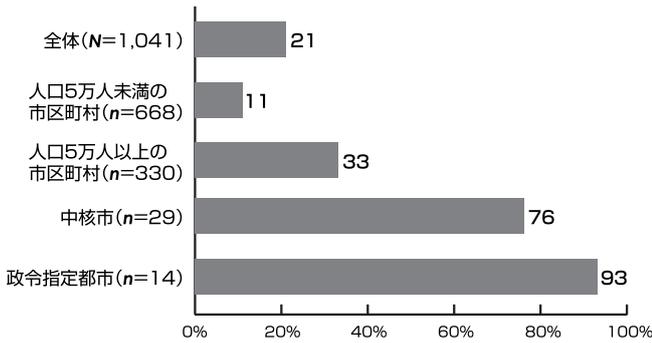


図2 特別支援教育の経験のある担当職員

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

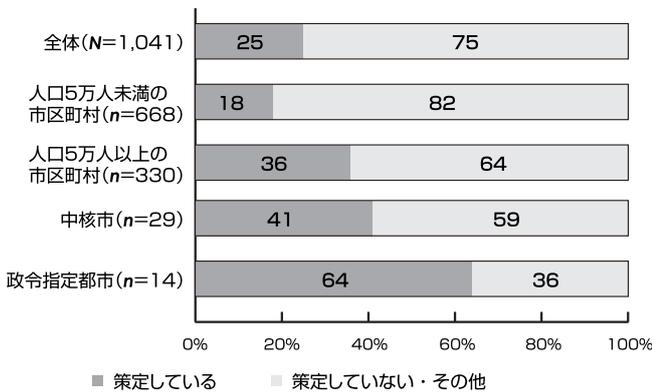


図4 特別支援教育に関する教育指針・教育計画の策定

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

て、人口5万人未満の市区町村では18%であった(図4)。

今、小・中学校の教育は、様々な教育課題に直面している。学力向上、豊かな心の育成、社会規範の尊重などさまざまな課題がある中で、特別支援教育がどのような位置付けとなっているか、その重要性を尋ねた。

全体として、特別支援教育を最優先課題とする回答は少なく、他の課題と同様に重要な課題であるとする回答が多く全体の89%で、最も重要な課題とする市区町村は7%、他に優先される課題があったとした市区町村は、全体の3%であった。市区町村の種別ごとにみると、政令指定都市では、最も重要な課題とするが50%あり、注目すべき傾向が見られた(図5)。

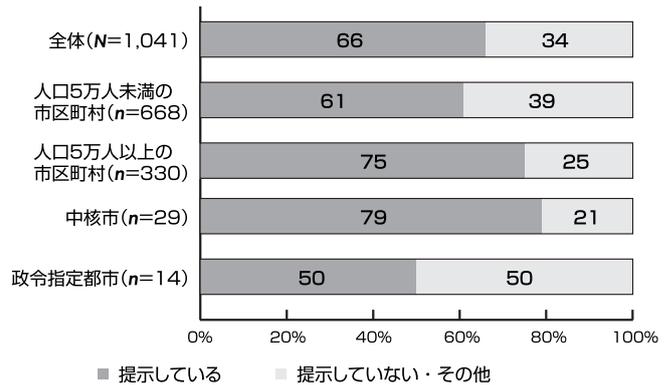


図3 教育計画への特別支援教育に関する内容の提示

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

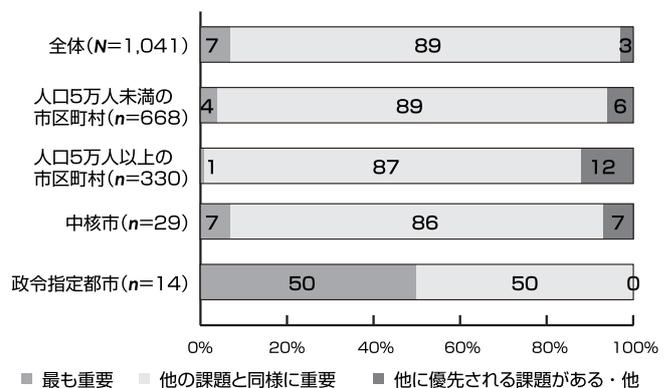


図5 特別支援教育の教育課題上の位置付け

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

3. 特別支援教育の取組の状況

(1) 市区町村における各学校での特別支援教育体制整備の状況

ここでは、各学校における校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名の状況を尋ねた。

市区町村の種別や規模に関わらず、全ての学校に校内委員会が設置され、また、特別支援教育コーディネーターが指名されているとの回答が多かった(図6, 7)。

特別支援教育体制推進事業の進捗により、各学校での校内支援体制が順調に整備されているように思われた。

(2) 巡回相談員の委嘱と活動

ここでは、巡回相談員に関して、その委嘱状況、委嘱しない場合の理由、巡回相談員の資質向上のための取組に関して尋ねた。

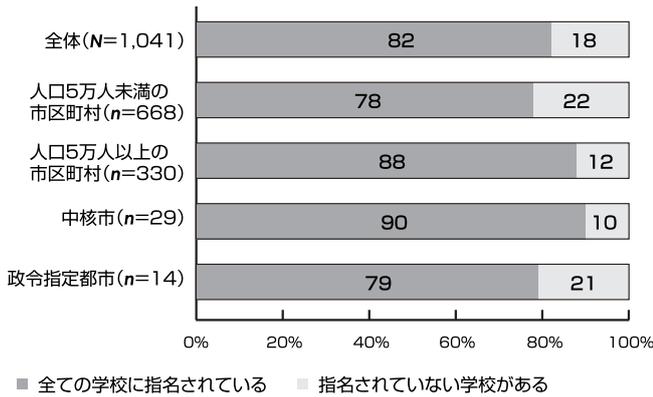


図6 管下の各学校における校内委員会の設置状況
人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

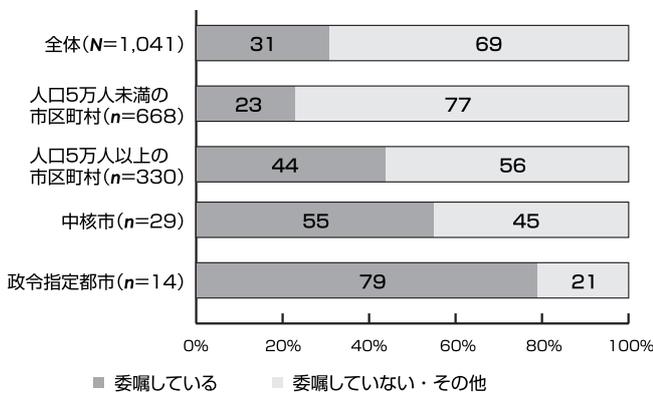


図8 巡回相談員の委嘱状況

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

巡回相談員は、特別支援教育体制推進事業により、都道府県等での委嘱が進められてきた。それに伴い市区町村でも、それぞれ独自の取組として同様の相談員を委嘱している。

市区町村全体では、31%の市区町村で委嘱している。市区町村の規模別にみると、政令指定都市では79%、中核市では55%、人口5万人以上の市区町村では44%であるのに対して、人口5万人未満の市区町村では23%と少ない(図8)。

委嘱しない理由として、都道府県の巡回相談員を活用するとの回答が多く全体の61%であった(図9)。

巡回相談員の資質向上のための取組では、情報交換の場を設置しているとする市区町村が全体で64%、ケース会議の場を設定しているとする市区町村が全体で42%、研修の場を設定しているとする市区町村が全体で23%であった(図10)。

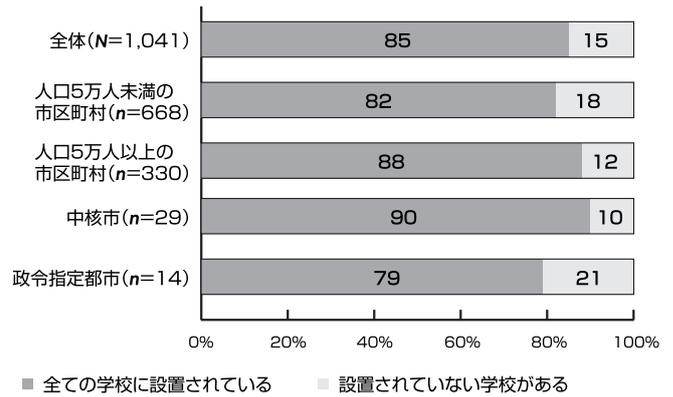


図7 管下の各学校におけるコーディネーターの指名状況
人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

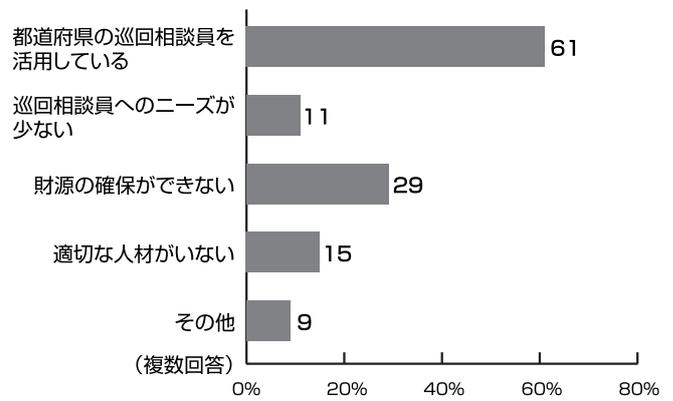


図9 巡回相談員を委嘱しない理由 (N=717)

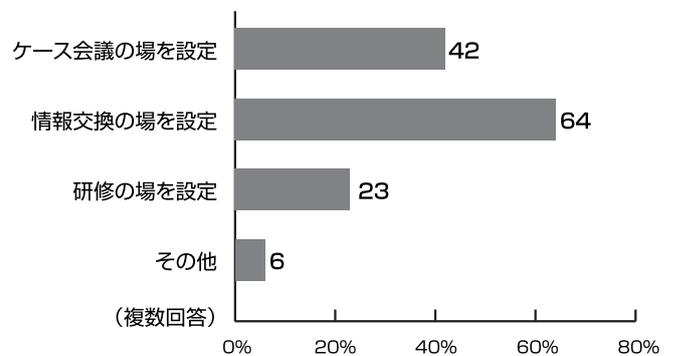


図10 巡回相談員の資質向上への取組 (N=324)

(3) 専門家チームの委嘱状況と活動

専門家チームは、特別支援教育体制推進事業により、都道府県等での委嘱が進められてきた。市区町村では、それぞれ独自の取組として専門家チームを委嘱している。

ここでは、専門家チームに関し、その委嘱状況、委嘱しない場合の理由に関して尋ねた。

市区町村全体では、23%の市区町村で専門家チームを委嘱していた。市区町村の種別でみると、政令

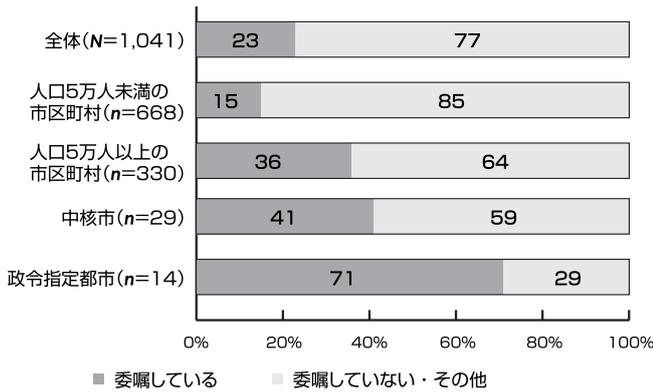


図11 専門家チームの委嘱の有無

人口5万人以上、未滿の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

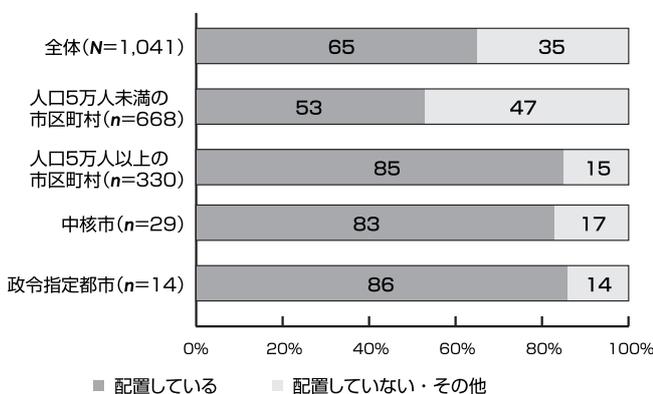


図13 支援員・介助員の配置の有無

人口5万人以上、未滿の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

指定都市では71%、中核市では41%、人口5万人以上の市区町村では36%であるのに対して、人口5万人未滿の市区町村では15%と市区町村の規模が小さくなるにしたがって委嘱の割合は減少していた(図11)。

委嘱しない理由として、都道府県の専門家チームを活用するとの回答が多く全体の39%であった。人口5万人未滿の市区町村では、財源が不足するなど理由とする回答も多かった(図12)。

(4) 支援員・介助員の配置と活動

支援員・介助員の配置は、これまで市区町村の独自の取組として行われてきた。

ここでは、支援員・介助員に関し、その配置状況、配置しない場合の理由、活動の実際に関して尋ねた。

市区町村全体では65%の市区町村で支援員・介助員を配置していた。市区町村の種別ごとにみると、

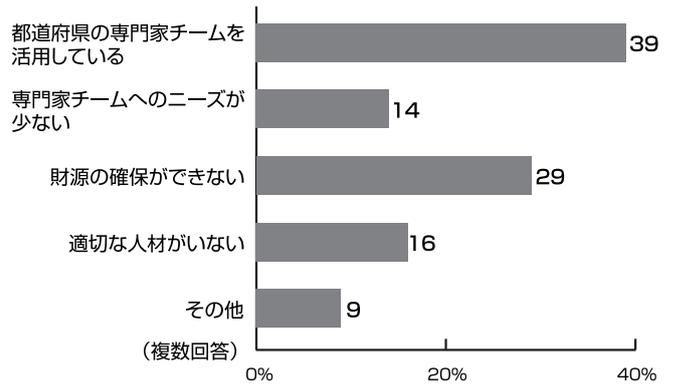


図12 専門家チームの委嘱をしない理由 (N=802)

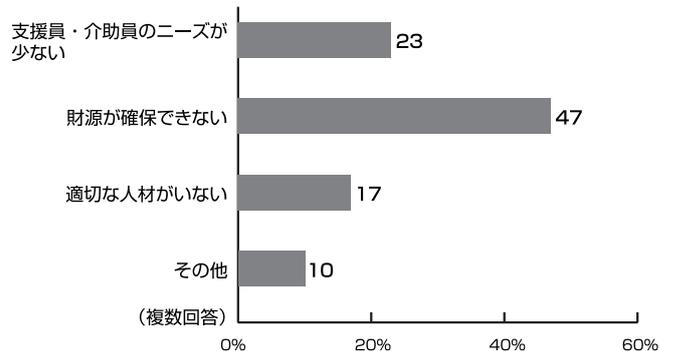


図14 支援員・介助員を配置しない理由 (N=367)

政令指定都市では86%、中核市では83%、人口5万人以上の市区町村では85%であるのに対して、人口5万人未滿の市区町村では53%と市区町村の規模による差が認められた(図13)。

支援員・介助員を配置しない理由は、全体として財源が確保できないことが多く回答され47%であった(図14)。

支援員・介助員の活動の実際は、対象となる児童生徒への身辺介助を中心としたものが全体の82%、学習活動への支援を中心としたものが全体の73%、担任教員の教育活動の補助を中心としたものが50%であった(図15)。

(5) 特別支援教育への教育ボランティアの活用について

特別支援教育を進めるために教育ボランティアの活用が、各地域で進められている。しかし、適切な人材の確保や研修などの課題がある。各学校独自の取組や教育委員会の取組も進められている。

この調査では、教育委員会が行っている特別支援

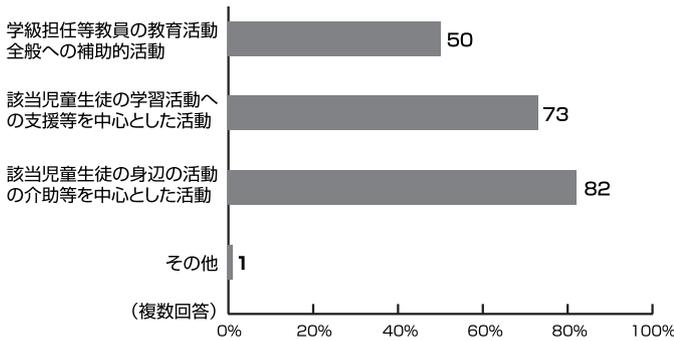


図15 支援員・介助員の活動の実際 (N=674)

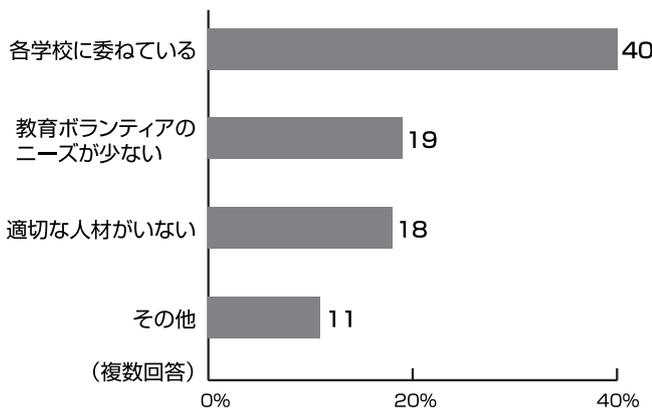


図17 教育ボランティアを募集しない理由 (N=949)

教育への教育ボランティアの活用の状況について尋ねた。

教育委員会として、教育ボランティアを募集し活用している市区町村は、全体の9%と少なかった。

市区町村の種別ごとにみると、政令指定都市では29%、中核市では31%であったが、人口5万人未満の市区町村では3%と極めて少なかった(図16)。

募集しない理由として、各学校に委ねているとの回答が40%、教育ボランティアのニーズが少ないが19%、適切な人材がないが18%であった(図17)。

(6) 特別支援教育に関する教職員の資質向上に向けた取組

教員研修は、任命権者の役割とされている。小・中学校の教員の研修の多くは任命権者の都道府県や政令指定都市が行っている。地方自治法による権限の規定により、中核市も管下の教職員の研修を行うこととなっている。その他の市区町村では、地方公務員法により、職員の研修を行うことが定められ、小・中学校の教職員の研修に関わる法的根拠となっ

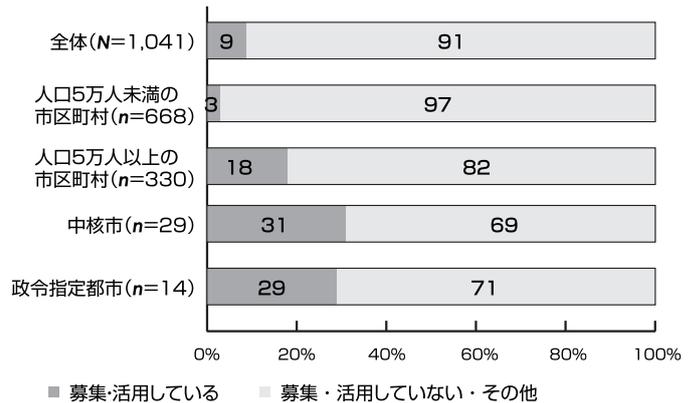


図16 教育委員会の教育ボランティアの募集・活用の有無
人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

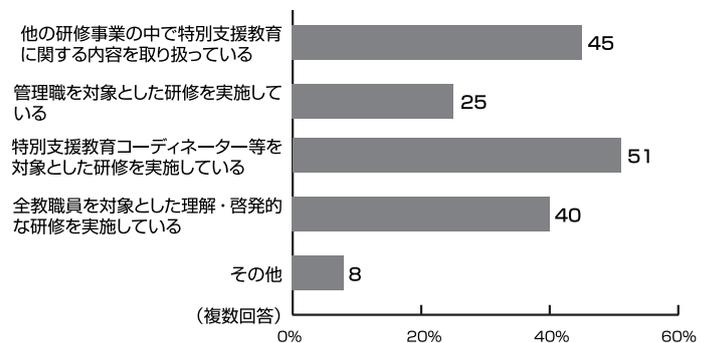


図18 特別支援教育に関する教員研修の実施状況 (N=1,041)

ている。特別支援教育に関する教員研修は、任命権者が行うとともに、設置者である市区町村教育委員会が行っている。

この調査では、市区町村が行っている特別支援教育に関する教員研修の状況と課題について尋ねた。

特別支援教育に関する教員研修の実施状況では、特別支援教育コーディネーターの研修を実施しているとの回答が市区町村全体の51%、他の研修事業で取り扱っているとするところが40%、管理職研修を行っているとするところが25%であった(図18)。

また、特別支援教育コーディネーターの研修の実施は、政令指定都市、中核市、人口5万人以上の市区町村での実施の割合が100%、90%、72%とかなり高い水準であるが、人口5万人未満の市区町村での実施の割合は38%と低かった(図19)。

さらに、全職員を対象として理解啓発の研修を実施について、全体では40%が実施しているとの回答で、自治体の規模別にみるとは、政令指定都市で50%、中核市で66%、人口5万人以上の市区町村で

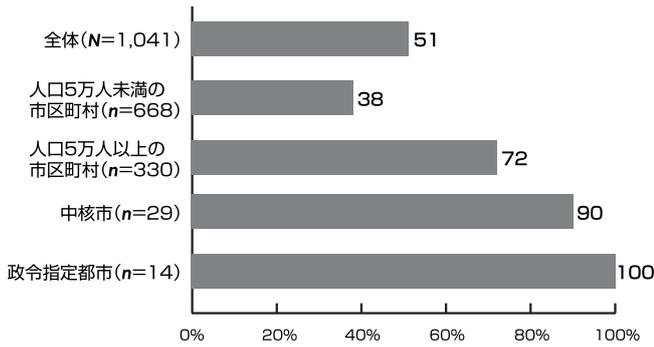


図19 特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修を実施している

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

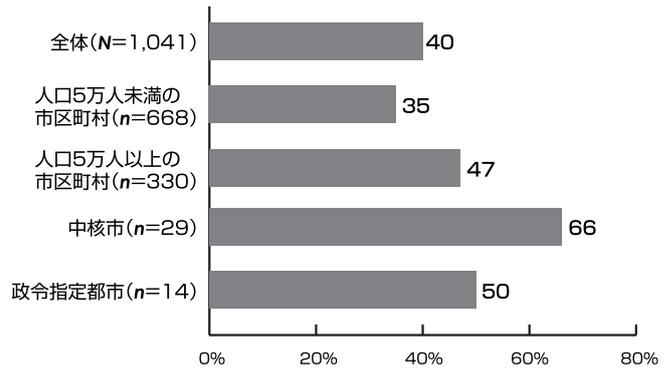


図20 全教職員を対象とした理解・啓発的な研修を実施している

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

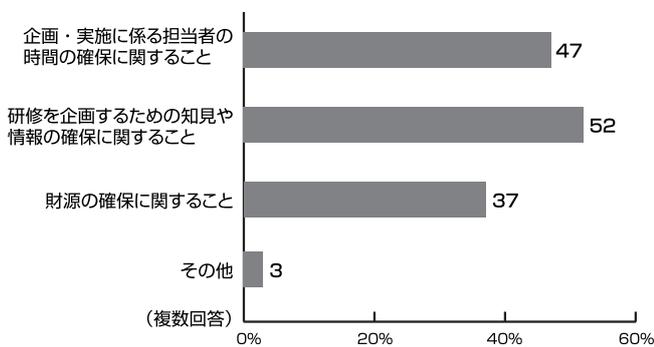


図21 研修など教員の資質向上に関する課題 (N=1,041)

47%、人口5万人未満の市区町村で35%で、特に中核市の割合が高かった。

研修実施に関する課題では、研修を企画するための知見や情報の確保、担当者の時間の確保について、それぞれ全体の52%、47%が回答され、財源の確保については37%であった(図21)。

(7) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定について

個別の教育支援計画は、一人一人のニーズに応じる支援を行うためのツールの一つである。特別支援教育を支える仕組みの一つとして提言されている。個別の指導計画は、一人一人の障害の状況に応じた指導を行うために計画されるものである。個別の教育支援計画の策定、個別の指導計画の作成について、教育委員会としての取組について尋ねた。

市区町村全体では52%の自治体で、個別の指導計画の様式や様式例が示されていた。自治体の規模別にみると、政令指定都市で79%、中核市で62%、人

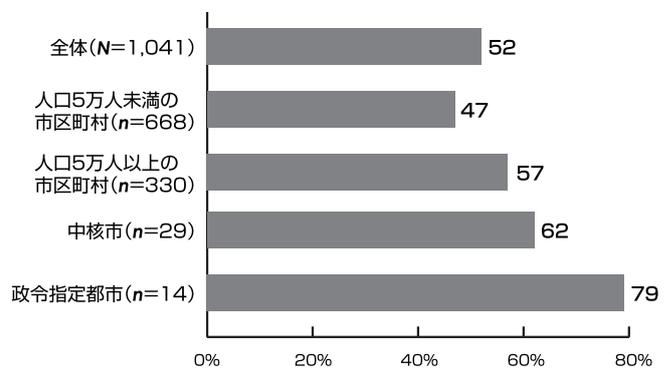


図22 個別の指導計画の様式や様式例を示している

都道府県で示されたものの伝達を含む

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

口5万人以上の市区町村で57%、人口5万人未満の市区町村で47%で、市区町村の規模が小さくなるにしたがってその割合が減少する傾向が見られた(図22)。

また、市区町村全体では63%の自治体で個別の指導計画の様式や様式例が提示されていた。自治体の規模別にみると、政令指定都市では100%、中核市で97%、人口5万人以上の市区町村で75%、人口5万人未満の市区町村で53%となっていて、個別の教育支援計画と同様に、市区町村の規模が小さくなるにしたがってその割合が減少する傾向が見られた(図23)。

個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定に関する課題では、時間が十分に確保されないとの回答が50%、意義や活用方法の理解不足との回答が26%、有効に活用されていないとの回答と保護者の理解が得られないとする回答がともに、18%であった(図24)。

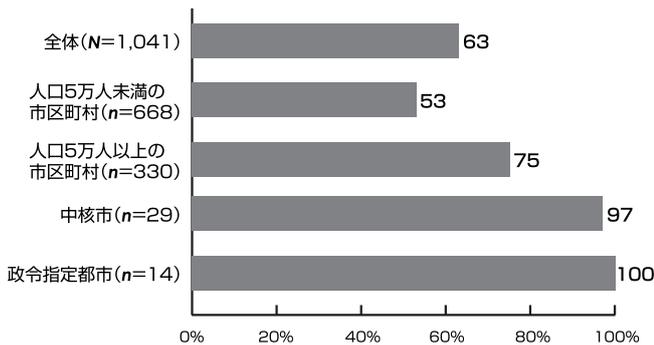


図23 個別の教育支援計画の様式や様式例を示している
都道府県で示されたものの伝達を含む
人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

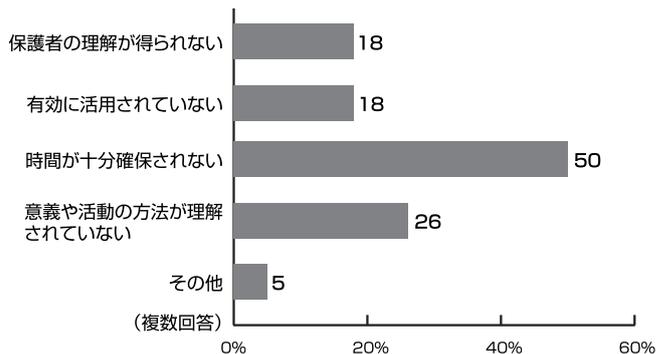


図24 個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定に関する課題 (N=1,041)

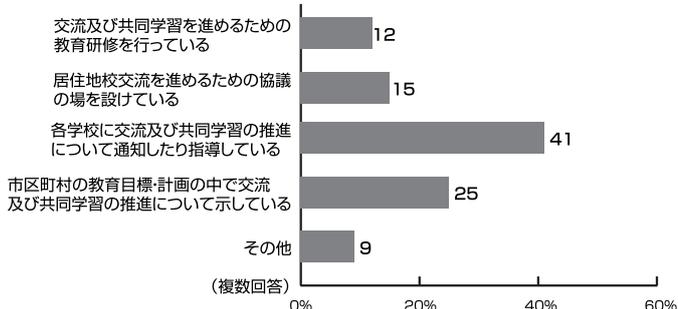


図25 交流及び共同学習の推進について取り組んでいること (N=1,041)

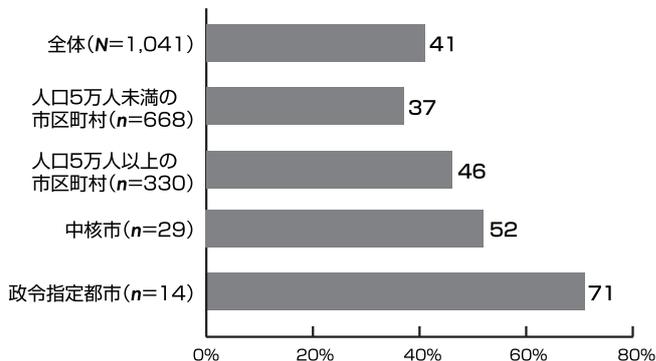


図26 各学校に交流及び共同学習の推進について通知したり指導している
人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

(8) 交流及び共同学習の推進について

障害者基本法では、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。(第14条の3)」と示されている。

この調査では、各市区町村の交流及び共同学習の推進への取組の状況を尋ねた。

交流及び共同学習の推進について取り組んでいる内容では、各学校に交流及び共同学習の推進について通知しているとの回答が一番多く、全体の41%であった。また、市区町村の教育目標・教育計画の中で交流及び共同学習の推進に示しているとの回答は、全体の25%で二番目に多かった(図25)。

上記、一番目と二番目に多くあった取組の内容について、市区町村の規模による実施状況について集計を行ってみた。一番目の各学校に各交流及び共同学習の推進について通知している、二番目の教育目標・教育計画の中で交流及び共同学習の推進につい

て示しているという内容は、いずれも市区町村の規模が小さくなるにしたがって、その割合が減少する傾向があった(図26, 27)。

(9) 教育・福祉・医療・労働等との連携について

教育・福祉・医療・労働等との連携については、児童生徒のニーズに対応した専門的な支援を実現するために必要な課題として提言されている。そのための仕組みとして、都道府県段階では、(広域)特別支援連携協議会の設置が提言されている。

この調査では、各市区町村の教育・福祉・医療・労働等との連携について取り組んでいる内容では、最も多く回答されたのが、就学指導委員会などの活動の中で連携を行っているとの回答で、全体の80%であった。次に盲・聾・養護学校のセンター的機能の活用の中で進めているとの回答が27%、特別支援連携協議会を構成しているとの回答が23%であった(図28)。

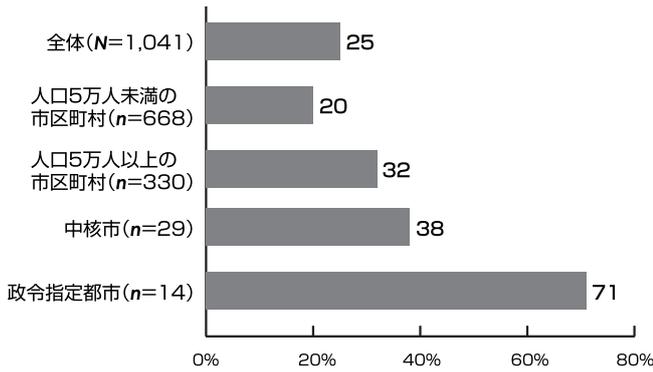


図27 交流及び共同学習について教育目標・教育計画の中で示している

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

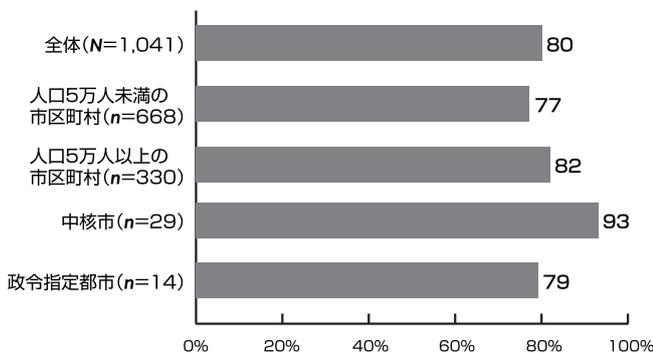


図29 就学指導委員会の活動を通して連携している

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

取組の内容のうち、一番回答が多かった就学指導委員会などの活動の中で連携を行っている取組と、独立した取組である特別支援連携協議会などの設置について、自治体の種別・規模による実施状況について集計を行ってみた。

就学指導委員会などの活動の中で連携を行っている取組では、政令指定都市では79%、中核市、人口5万人以上の市区町村、人口5万人未満の市区町村では、それぞれ93%、82%、77%と高い割合を示しており、中でも中核市の割合が一番高かった。

特別支援連携協議会の構成では、取組の割合がそれぞれの規模の市区町村とも少なく、政令指定都市では36%、中核市では24%、人口5万人以上の市区町村では27%、人口5万人未満の市区町村では19%であった(図29, 30)。

(10) 教育機関間の連携に関する活動

この調査では、教育機関間の連携を進めるために

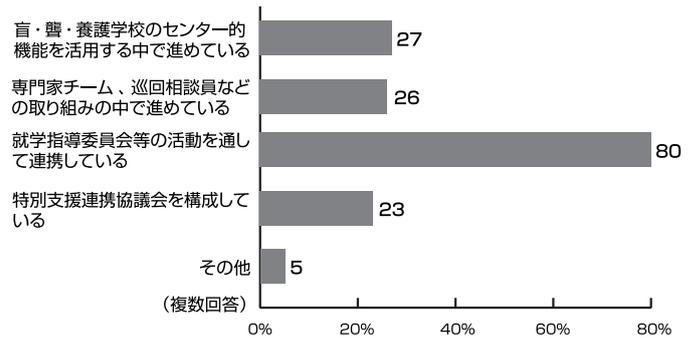


図28 教育・福祉・医療・労働等との連携に関する活動の中で取組んでいること (N=1,041)

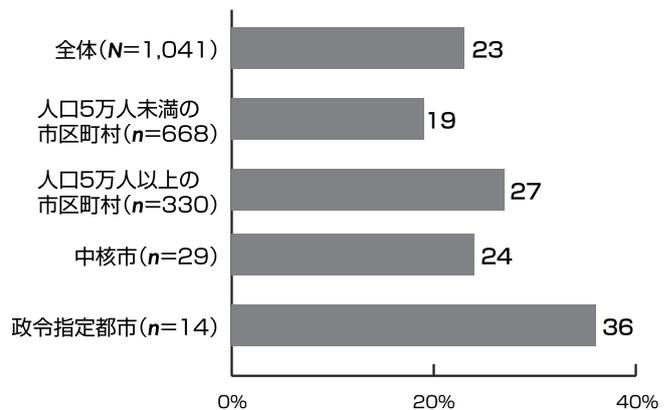


図30 特別支援連携協議会を構成している

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

教育委員会として取り組んでいる情報交換の場の設定状況を中心に尋ねた。

情報交換の設定状況に関しては、小・中学校間の情報交換の場を設けているとの回答が最も多く全体の72%であり、幼稚園を小学校の情報交換の場を設けているとの回答が全体の64%であった。また、中学校と高等学校の情報交換の場を設けているとの回答は13%であった。

盲・聾・養護学校と各学校との連携の場を設けているとの回答は、全体の25%であった(図31)。

教育機関間の連携に関する課題では、企画・実施する時間の確保に関することとの回答が48%、機関間・関係者間の連絡や調整に関することとの回答が47%、連携の内容方法に関する知見・情報の確保に関することが43%であった。また、実施する財源の確保に関する回答は15%であった(図32)。

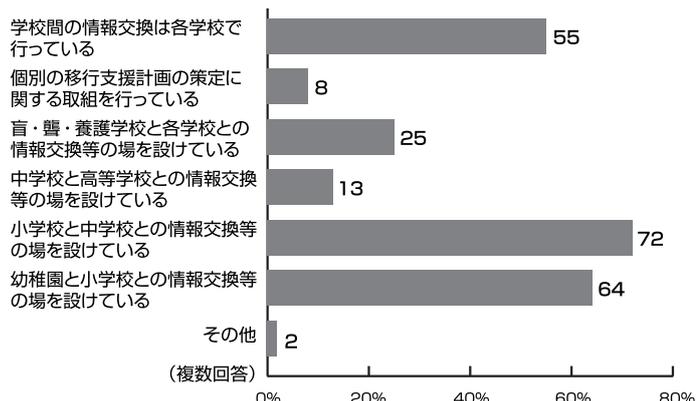


図31 教育機関間の連携で取組んでいること (N=1,041)

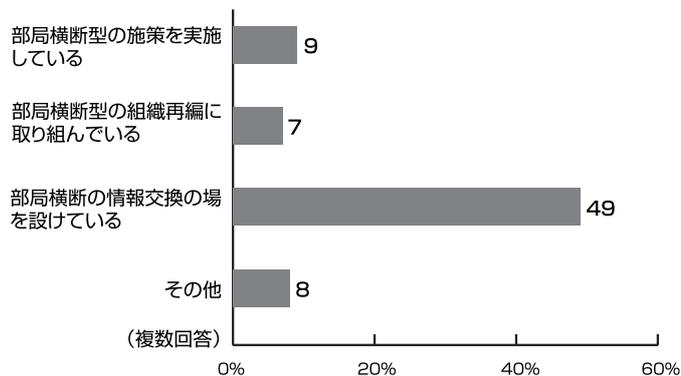


図33 部局横断型の実施についての取組 (N=1,041)

(11) 部局横断型の施策の実施について

特別支援教育は、教育、福祉、医療、労働等の連携の下で行う教育であるとされている。それぞれの行政の組織は基本的に縦割りとなっていることに対して、部局横断型の取組が必要とされている。

この調査では、部局横断型の取組を進めるために行っていることや部局横断型の施策の状況について尋ねた。

部局横断型の施策の実施についての取組では、全体として、部局横断の情報交換の場を設けているとの回答が最も多く49%であった。部局横断型の組織再編に取り組んでいるとの回答は、全体の7%、部局横断型の施策を行っているとの回答は、全体の9%で少なかった(図33)。

取組全体について、政令指定都市では、その割合は高いが、中核市、人口5万人以上の市区町村と人口5万人未満の市区町村での大きな違いはみられなかった(図34)。

部局横断型の施策で実施していることでは、母子

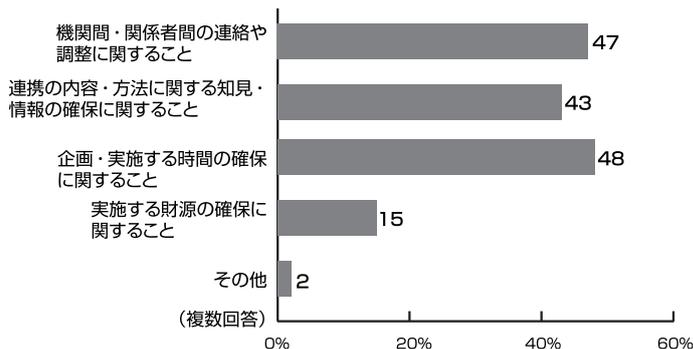


図32 教育機関間の連携に関する課題 (N=1,041)

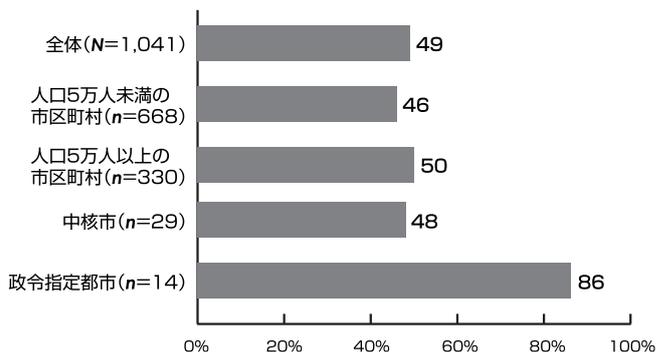


図34 部局横断型の情報交換の場を設けている

人口5万人以上、未満の市区町村には中核市、政令指定都市は含まず

保健・子育て支援事業等との連携との回答が最も多く、全体の34%であった。発達障害者支援事業との連携との回答は、全体の15%、障害者自立支援事業と連携との回答は、全体の13%と少なかった(図35)。

(12) 学校施設の改善に関わる取組について

障害者基本計画(平成14(2002)年12月)では、学校施設のバリアフリー化が求められている。学校施設のバリアフリー化等に関する調査研究報告書(平成16(2004)年3月)では、小・中学校における学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方の中で、学校施設のバリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定、学校施設のバリアフリー化の教育的な意義への配慮、障害のある児童生徒が、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮している等の事項を示している。

この調査では、それらの事項について、特に学校施設の改修や設置に関して、各市区町村が実施している具体的な内容について尋ねた。

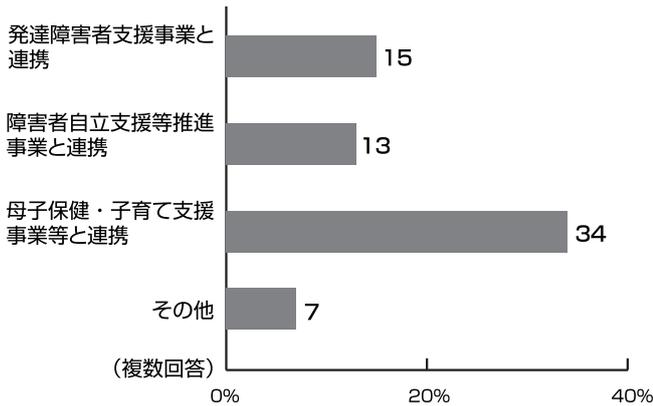


図35 部局横断型の施策で実施していること (N=1,041)

手すり、スロープ、障害者用トイレなどの設置がそれぞれ77%、76%、73%の割合で実施されており、次に段差の解消が61%の割合で実施されていた。また、費用のかかるエレベーターの設置も41%の割合で実施されていた(図36)。

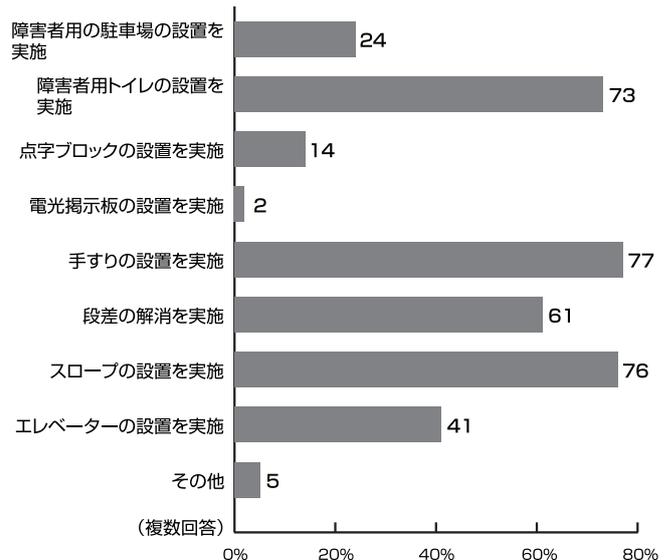


図36 学校施設の改修や設置について実施されていること (N=1,041)

調査結果の詳細な分析は、今後の課題とすることとして、ここでは、各項目の調査結果についての若干の考察をすることとした。

IV まとめ

小・中学校における特別支援教育の理解と対応の充実は、各学校での創意工夫や努力によるところが大きいが、また、同時にそれぞれの学校を設置している各市区町村の教育委員会の指導や支援などの取組も重要であるとの認識の下、小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた市区町村教育委員会の取組の状況について調査した。

特別支援教育体制推進事業で示されている事項を中心に、各市区町村で取組んでいる事柄や取組むべきと考えられる事柄について調査項目とした。

この稿のはじめに触れているが、市区町村の行政規模が人口300万人を超える政令指定都市から人口が1,000人に満たない村まで多様である。その中で、市区町村の取組みとして、小・中学校の特別支援教育の推進のための施策が進められている。

この調査では、小・中学校の特別支援教育の推進に係る市区町村の取組の全体を大括りで把握することと、行政規模の違いによる取組みの状況を比較し、特に行政規模の小さい市町村の状況と課題と整理したいと考えた。

この稿では、調査の結果の概要を報告することに留めている。

①政令指定都市、中核市など行政規模の大きな自治体では、他の自治体に比べ、特別支援教育への取組みが、全般的に進んでいると思われた。

その背景には、地域の資源状況、行政規模のスケールの差異があると思われる。

②校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名は、行政規模の違いに関わらずどの自治体でも取組が進んでいた。

国が年次目標を示して推進した事柄であること、それ自体は予算を伴う事柄でないことなどが背景として考えられる。これらの仕組みが具体的にどのように機能していくかが課題となる。

③巡回相談員委嘱、専門家チームの構成、支援員・介助員の配置、教育ボランティアの活用などは自治体の規模により取組に違いがあると思われた。

地域の資源状況や行政規模による違いが背景にあるが、これらの仕組みは、各自治体が単独で設置するものだけでなく、自治体の規模によっては、都道府県の仕組みを活用したり、いくつかの自治体が連携・協働して取り組むこと

ができると思われた。

- ④特別支援教育に関わる基本計画の策定など自治体の規模によらず、どの自治体でも必要とされるであろう。教育振興基本計画とも関連し、今後の策定の進捗を期待したい。
- ⑤教育機関間の連携は、自治体の規模により、取組に違いは少ない。小・中学校間の連携などこれまでも取組まれてきたと思われる事柄と小・中学校と特別支援学校との連携など、今後、進めていく事柄がある。自治体の規模に関わらず今後とも進めていくべき課題であると思われる。
- ⑥部局横断型の施策の実施については、どの自治体でも取組の状況に違いは少なく、情報交換を組織的に行う段階であると思われた。今後、具体的な取組を進めていくことが必要であろう。
- ⑦学校施設の改善に関わる取組については、「障害のある児童生徒が、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮している。」とする自治体が多く、「学校施設のバリアフリー化の教育的な意義に配慮している。」「学校施設のバリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定している。」とする自治体は少なく、自治体の規模により、取組に大きな違いはみられなかった。

学校施設の改修や設置について実施されていることでは、自治体の規模によって違いが見られ、大きな自治体では実施されている割合が高かった。

各自治体の行政規模の違いに関わらず、質的な整備を進めると共に、量的に広げ、その普及を図ることが課題であろう。

プロジェクト研究「小・中学校における特別支援教育の理解と対応の充実に関する総合的研究」では、この調査とは別に、いくつかの市区町村を訪問調査している。

小・中学校の特別支援教育の進捗は、行政規模の大きな自治体では、システムが機能して進められていた。行政規模の小さな自治体では、担当者のきめ細かい取組で特別支援教育が進められていた。

各小・中学校における特別支援教育の進捗は、行政規模によらず、それぞれの自治体の創意工夫が必要であると思われた。

引用文献

- 1) 松村勘由・大内 進・笹本 健・他：研究成果報告書—小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究—, 平成18年度-19年度プロジェクト研究報告書, 国立特別支援教育総合研究所, 2008a. (特教研, C-72)
- 2) 松村勘由・大内 進・笹本 健・他：小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた盲・聾・養護学校のセンター的機能に関する状況調査—報告書—, 平成18年度-19年度プロジェクト研究報告書, 国立特別支援教育総合研究所, 2008b. (特教研, C-73)
- 3) 松村勘由・大内 進・笹本 健・他：小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた市区町村教育委員会の取組に関する状況調査—報告書—, 平成18年度-19年度プロジェクト研究報告書, 国立特別支援教育総合研究所, 2008c. (特教研, C-74)
- 4) 松村勘由・大内 進・笹本 健・他：特別支援教育への理解と対応の充実に向けた小・中学校の取組に関する状況調査—報告書—, 平成18年度-19年度プロジェクト研究報告書, 国立特別支援教育総合研究所, 2008d. (特教研, C-75)

(受稿年月日：2008年8月21日, 受理年月日：2008年11月17日)

SPECIAL TOPIC: Efforts toward Understanding and the Fullness of Correspondence to Special Needs Education in Elementary and Junior High School

Municipality education boards' efforts towards the understanding and effective handling of Special Needs Education in elementary and junior high schools

Research team for “Comprehensive Research toward Understanding and the Fullness of Correspondence to Special Needs Education in Elementary and Junior High School 2006-2007”

MATSUMURA Kanyu¹, OOUCHI Susumu², SASAMOTO Ken¹, NISHIMAKI Kengo¹,
ODA Yoshiaki³, TOUSHIMA Shigeto⁴, FUJII Shigeki⁵, SASAMORI Hiroki⁶, MAKINO Yasumi¹,
TOKUNAGA Akio¹, TAKIGAWA Kuniyoshi³, OTA Hirotsugu⁶, YOKOO Shun⁵,
WATANABE Masahiro³, ITO Yumi⁶, UEKIDA Jun⁵, and KAMENO Setsuko^{*}

Received August 21, 2008; Accepted November 17, 2008

¹Department of Educational Support, National Institute of Special Needs Education (NISE), Yokosuka, Japan

²Department of Policy & Planning, National Institute of Special Needs Education (NISE), Yokosuka, Japan

³Department of Teacher Training and Information, National Institute of Special Needs Education (NISE), Yokosuka, Japan

⁴Kamakura Women's University, Kamakura, Japan

⁵Department of Counseling and Consultation for Persons with Special Needs, National Institute of Special Needs Education (NISE), Yokosuka, Japan

⁶Information Center of Education for the persons with Developmental Disabilities, National Institute of Special Needs Education (NISE), Yokosuka, Japan

Abstract: A survey was conducted on the status of efforts towards the understanding and effective handling of Special Needs Education by education boards that oversee elementary and junior high schools in approximately 1,800 municipalities across the nation. A summary of the survey results is provided in this paper. Consideration was given to the issues that the education boards addressed uniformly regardless of the municipality situation and to those for which their efforts differed depending on the municipality type and size of municipal jurisdiction.

Key Words: Special Needs Education, Municipalities, Elementary and junior high schools, Survey

* ~2008.3 Department of Counseling and Consultation for Persons with Special Needs